

令和5年5月16日

賑わいを創出する創業者を支援

空き店舗等改修助成事業の募集

1 概要

まちなか賑わい創業支援事業は、創業者に対して、まちなかにある空き店舗等を改修する費用の一部を助成し、魅力ある店舗を増やすことにより、まちなかのイメージアップや賑わいづくりにつなげることを目的とするものです。

2 対象

対象エリア内(忠海駅前並びに竹原駅前から町並み保存地区を結ぶルート沿い)に位置する空き店舗等を活用し、まちなかの賑わいに大きく寄与する小売業、飲食業等を行おうとする中小企業者、商店街団体または創業者

3 補助率

対象経費の1/2

4 上限額

100万円

5 対象物件

対象エリア内に位置する空き店舗等(大型商業施設内のテナント型店舗及び合計面積がおおむね500平方メートルを超える店舗を除く)

(注意)町並み保存地区エリア及び忠海エリアは空き家も対象。空き家バンク登録物件であれば、居住後2年間は空き家とみなし対象とする。

6 対象経費

内装工事、外装工事、給排水工事、サイン工事、電気工事及び不要物の撤去に要する経費

7 募集期間

令和5年5月15日(月)～6月20日(火)

8 その他

募集期間終了後、書類審査を行い、助成対象者を決定します。(採択予定:2件)

※平成29年度から本事業を実施し、これまでに飲食業や小売業など計14件の創業実績があります。

問い合わせ

総務企画部 産業振興課 商工観光振興係 担当:中津

TEL0846-22-7745 FAX0846-22-1113

元氣と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。